

3. 社会的及び職業的自立の促進

(1) 特別支援学校と関係機関等の連携・協力による就労支援

障害のある人が、生涯にわたって自立し社会参加していくためには、企業等への就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要である。しかしながら、2018年5月1日現在、特別支援学校高等部卒業者の進路を見ると、福祉施設等入所者の割合が約61%に達する一方で、就職者の割合は約31%となっており、職業自立を図る上で厳しい状況が続いている。

障害のある人の就労を促進するためには、教育、福祉、医療、労働などの関係機関が一体となった施策を講じる必要がある。

このため、文部科学省では、厚生労働省と連携し、各都道府県教育委員会等に対し、就労支援セミナーや障害者職場実習推進事業等の労働関係機関等における種々の施策を積極的に活用することや、福祉関係機関と連携の下で就労への円滑な移行を図ることなど障害のある生徒の就労を支援するための取組の充実を促している。

(2) 高等教育等への修学の支援

障害のある人が障害を理由に高等教育への進学を断念することがないように、修学機会を確保することが重要である。このため、文部科学省では、出願資格について、必要に応じて改善することや、合理的配慮を行い、障害のない学生と公平に試験を受けられるように配慮することなど、適切な対応を求めている。

2016年度には「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行い、その結果を2017年3月に「第二次まとめ」として取りまとめ、関係者の理解促進や取組の充実を促している。大学等に在籍する障害のある学生数は年々増加をしており、各校における体制整備等も進んできているところ、現場に個別に蓄積されてきた知見や支援手法等を共有することにより支援の一層の充実を図るため、大学等の関係機関の連携ネットワークの構築を推進している。また、独立行政法人日本学生支援機構においては、大学等における障害学生支援の充実に資するよう、全国の大学等における障害学生の状況及びその支援状況について把握・分析するための実態調査、各大学等が適切な対応を行うために参考にできる事例集の作成、理解・啓発促進を目的としたセミナーや実務者育成のための研修会の開催などの取組を行っている。

大学入試センター試験や各大学の個別試験において、点字・拡大文字（大学入試センター試験においては、障害のある入学志願者によりきめ細やかに配慮する観点から、拡大文字問題冊子について、14ポイント版に加え、22ポイント版も作成）による出題、筆跡を触って確認できるレーザーライター（ビニール製の作図用紙の表面にボールペンで描いた図形や文字がそのままの形で浮き上がるため、描きながら解答者が筆跡を触って確認できる器具）による解答、文字解答・チェック解答（専用の解答用紙に選択肢の数字等を記入・チェックする解答方式）、パソコンの利用、試験時間の延長、代筆解答等の受験上の配慮を実施している。

学校施設については、障害のある人の円滑な利用に配慮するため、従来よりエレベーターやスロープなどのバリアフリー化に関する施設整備を進めるとともに、支障なく学生生活を送れるよう、各大学等において授業支援等の教育上の配慮が行われている。

聴覚障害のある人及び視覚障害のある人のための高等教育機関である筑波技術大学は、障害を補償した教育を通じて、①幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人、率先して社会に貢献できる人材の育成、②障害教育カリキュラム及び障害補償システムの開発研究等

を行っている。

テレビ・ラジオ放送等のメディアを効果的に活用して、遠隔教育を行っている放送大学では、自宅で授業を受けることができ、障害のある人を含め広く大学教育を受ける機会を国民に提供しており、障害のある学生に対しては、放送授業の字幕放送化の推進や単位認定試験における点字出題や音声出題、試験時間の延長等を行っている。

(3) 地域における学習機会の提供

障害のある子供の学校外活動や学校教育終了後における活動等を支援するためには、地域における学習機会の確保・充実を図るとともに、障害のある人が地域の人々と共に、地域における学習活動に参加しやすいように配慮を行う必要がある。

文部科学省では、公民館や図書館、博物館といった社会教育施設について、それぞれの施設に関する望ましい基準を定めるなど、障害の有無にかかわらず、全ての人々にとって利用しやすい施設となるよう促している。

(4) 生涯を通じた学びの支援

障害のある人が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要である。2018年3月に閣議決定された第4次障害者基本計画及び同年6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画においても、障害者の生涯学習について明記された。

両計画に記載したとおり、文部科学省では、2018年度より「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」として、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な学習プログラムや実施体制、関係機関・団体等との連携等に関する実践研究や、障害のある人が一般の生涯学習活動に参加する際の阻害要因や促進要因を把握・分析する調査研究を行っており、研究成果を順次普及することとしている。

また、障害のある人の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体に対し、その功績をたたえる文部科学大臣表彰として、67件の対象者を決定し、2018年12月には表彰式と事例発表会を開催した。さらに、同年11月には、障害の有無にかかわらずともに学び、生きる共生社会の実現に向けた啓発として、「超福祉の学校～障害をこえてともに学び、つくる共生社会フォーラム～」を、特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所との共催で渋谷区にて開催した。

その他、「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」において、概ね一年間にわたり障害者の生涯学習の推進方策について検討を行い、2019年3月には「障害者の生涯学習の推進方策について―誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して―」(学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告)をとりまとめた。

今後も、教育、スポーツ、文化芸術の施策全体にわたり、障害のある人の生涯を通じた多様な学びを支援するため、横断的・総合的に取組を推進していく。

TOPICS

文部科学省 障害者活躍推進プラン

文部科学省においては、これまで特別支援教育をはじめとした様々な障害者施策を通じて、障害者基本法の理念である「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現に向けた取組を推進してきた。

こうした取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、2019年1月に、浮島文部科学副大臣のもとに省内の関係課で構成される「障害者活躍推進チーム」を設置し、横断的・総合的に検討を進めてきた。

検討の結果、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき6つの政策プランを「文部科学省 障害者活躍推進プラン」としてとりまとめた。

障害者がその個性や能力を生かして活躍することで、我が国の未来を切り開く力となるよう、本プランに掲げた施策を着実に推進していく。

文部科学省 障害者活躍推進プラン 概要

趣旨

- ◆共生社会の実現に向けた取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、2019年1月に浮島文部科学副大臣のもとに省内の関係課で構成される「障害者活躍推進チーム」を設置。
- ◆学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき6つの政策プランを打ち出し、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進。

プランの内容

障害者の社会における活躍推進に向けて重点的に進める6つの政策プラン

1 障害のある人とともに働く環境を創る

～文部科学省における障害者雇用推進プラン～

文部科学省において、障害者と共に働く環境を創り、障害者が意欲と能力を発揮し、活躍できる場の拡大に向けた取組を推進。
 ①障害者雇用促進に向けた基礎的な取組<実務責任者や障害者職業生活相談員の配置、職員研修の充実等> ②法定雇用率の達成に向けた採用の取組<プレ雇用、ステップアップ制度の導入等> ③職場定着し活躍できる職場環境作りの取組<職務のサポートを行う支援者等の配置、早出遅出勤務等の人事管理面での配慮>

2 発達障害等のある子供の学びを支える

～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～

学校等における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教師に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていく。
 ①通級における指導方法のガイドの作成 ②「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進 ③教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

3 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する

～障害者の生涯学習推進プラン～

学校卒業後の障害者の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充実に向けて教育・学習面の条件整備を行い、障害者の真の社会参加や自立の実現を目指す。
 ①学びの場の充実に向けた基盤の整備<自治体や大学、企業等が連携し、学びの場の拡充にむけた体制整備を推進> ②コンファレンスの実施<障害理解促進や学びの場の担い手育成を目的とした協議会を全国各地域で開催> ③生涯学習機会の充実に向けた調査研究<合理的配慮や障害特性を踏まえた学びの場づくりについて調査研究>

4 障害のある人の文化芸術活動を支援する

～障害者による文化芸術活動推進プラン～

障害者による文化芸術活動を推進することで、誰もが多様な選択肢を持ちうる社会の構築、文化芸術活動全般の推進や向上、新しい価値の提案、共生社会の実現に寄与。
 ①鑑賞や創造、発表の機会の拡充等の総合的な支援 ②全国の小・中・特別支援学校等の子供たちへの鑑賞・体験機会の提供、作品展示等の発表の場の提供等 ③共生社会づくりのための事業支援、芸術活動を支援する人材育成への支援 ④日本博をはじめとする東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの推進

5 障害のある人のスポーツ活動を支援する

～障害者のスポーツ活動推進プラン～

障害者が身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速化。
 ①小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備<大学における障害者スポーツの指導者育成のカリキュラム導入の推進等> ②障害のある人がスポーツを実施するための視点の整備<スポーツを試すために必要な要素をそろえた普及拠点の見える化> ③スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上 <会場づくりや運営方法について好事例を収集>

6 障害のある人が教師等として活躍することを推進する

～教育委員会における障害者雇用推進プラン～

教師の養成、採用、入職後にわたる総合的な取組により、障害者が教師等として活躍できる環境整備を推進。
 ①教師に係る障害者雇用の実態把握 ②教職課程における障害のある学生の支援に係る好事例の収集・発信 ③教員採用試験の改善 ④相談支援体制の構築や支援スタッフの配置などの好事例の収集・発信 ⑤障害のある教師が働きやすい環境整備 ⑥教師以外の職員の障害者雇用の推進